

車両管理業務処理要領

車両管理業務の処理に当たっては、契約書及びこの要領の定めによるものとする。

- 1 受託者は、次の業務（以下「車両管理」という。）を実施するものとする。
 - (1) 法令等の情報提供、業務用自動車の状態把握と報告、車両管理に関する報告、連絡調整及び助言等、法令遵守に基づき業務用自動車の運行を行うために必要なこと。
 - (2) 道路運送車両法（昭和28年6月1日法律第185号。以下「車両法」という。）第48条に規定する定期点検整備（以下「法定定期点検」という。）
 - (3) 車両法第62条に規定する継続検査（以下「車検」という。）
 - (4) 法定定期点検及び車検以外の定期点検（契約期間中に1回以上実施すること。）
 - (5) その他の部品交換等（随時）

- 2 車両管理の内容は次のとおりとする。
 - (1) 法令遵守に基づき業務用自動車の運行を行うために必要なこと
法令等の情報提供、業務用自動車の状態把握と報告、車両管理に関する連絡調整及び助言等
 - (2) 法定定期点検
点検一式
 - (3) 車検
車検一式
 - (4) 法定定期点検及び車検以外の定期点検
点検一式
 - (5) その他の部品交換等
 - ア バッテリーの交換等
 - ① 安全走行に支障をきたす恐れがある場合には、新車納入時に装備したものに準ずるバッテリーに交換すること。
 - ② バッテリー液が不足していた場合は補充すること。
 - イ エンジンオイルの交換等
 - ① 安全走行に支障をきたす恐れがある場合には、新車納入時に装備したものに準ずるエンジンオイルに交換すること。
 - ② エンジンオイルが不足していた場合は補充すること。
 - ウ タイヤの交換等
 - ① 安全走行に支障をきたす恐れがある場合には、新車納入時に装備したものに準ずる夏タイヤ及び冬タイヤに交換すること。
 - ② 適切な時期に夏タイヤ及び冬タイヤに取り替えること。なお、タイヤの保管は委託者が行うものとする。
 - エ ワイパーの交換等
 - ① 安全走行に支障をきたす恐れがある場合には、新車納入時に装備したものに準ずる夏用ワイパー及び冬用ワイパーに交換すること。
 - ② 適切な時期に夏用ワイパー及び冬用ワイパーに取り替えること。なお、ワイパーの保管は委託者が行うものとする。
 - オ 車両管理時（工場入庫時）にウインドウワッシャー液が不足していた場合は補充すること。
 - カ その他の部品
プラグ等のその他部品に関しても、安全走行に支障をきたす恐れがある場合には、新車納入時に装備したものに準ずる部品に交換すること。
 - キ 協議事項
自動車検査証における初度登録年月の古い自動車に係る消耗品等の交換については、別途協議することができる。

(6) 車両管理の対象外

- ア 委託者の故意又は重過失に起因する故障に係る車両管理
- イ 委託者の不注意に起因する故障に係る車両管理
- ウ 委託者が行った自動車への改造等に係る車両管理

3 車両管理を委託する車両の内訳に変更が生じた場合

- ア 委託者は、変更事項の発生から、おおむね1ヶ月後までに、別紙様式1により、受託者に通知するものとする。
- イ 委託者は、契約締結後、新規登録や廃車登録等により契約から増減する車両については、おおむね1ヶ月前に受託者に通知するものとする。
- ウ 4月に委託する車両の内訳に変更が生じた場合は、別途協議することとする。
- エ 契約内容の変更通知に関して上記ア、イ、ウの期間に通知できなかった場合は、別途協議するものとする。

4 車両管理に関する状況は、別紙様式2により通知する。通知文には、委託した全車両についての車両管理状況がわかるもの（任意様式）を添付することとする。

5 業務処理責任者の通知は、別紙様式3によるものとする。

業務委託車両変更通知書

令和 年 月 日

受託者 様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小 高 咲

業務名 車両管理業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る対象車両の変更があったので、通知
します。

記

1 変更内容
車両台数 (全 台から 台へ)

2 変更する車両

No	所 属	車両類型	車 名	登録ナンバー	備 考

3 適用期日
契約変更 年 月分から

4 その他特記事項

主 幹	主 査 (契 約)	担 当

車 両 管 理 状 況 通 知 書

(令和 年 月分)

令和 年 月 日

受託者 住 所
氏 名

印

業務名 車両管理業務

業務処理責任者選定通知書

令和 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

住所
受託者
氏名 印

業務名 車両管理業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者等を次のとおり定め
たので、通知します。

記

(業務処理責任者 職・氏名)

以上